

天草市広告宣伝等支援事業補助金

新型コロナウイルス感染症の影響により、来店型店舗の売上げが低迷する中、物価の高騰が、事業者の経営に直接的な影響を及ぼしています。市では、これらの影響を受けながらもアフターコロナを見据えて事業活動に取り組む事業者の、広告及び宣伝等の取り組みに要する経費の一部を支援します。

補助率・上限額等

- 補助率：対象経費（税抜き）の **2/3以内**
※千円未満切捨て
- 補助上限：**10万円**（1事業者につき申請は1回限り）
※複数屋号に係る申請に係る上限は **15万円**
複数者での共同申請に係る上限は **20万円**
- 想定件数：200件
※予算上限額に達し次第受付を終了
- 事業期間：**令和4年10月1日～令和5年3月31日**

補助対象者

- 天草市内に住所を有し（法人の場合は本店の住所）、申請時点において天草市内で事業を開始している個人事業主又は法人
- 売上げ回復、販路拡大または新たな業種もしくは業態への転換周知などを目的とした広告及び宣伝等の活動を行う者
- 熊本県が実施する「熊本県感染防止対策認証制度」へ登録（申請中を含む）している者。飲食店以外の事業者については、各団体の策定する新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守している者

対象経費

- 新聞、雑誌、地域情報誌等の掲載又は広告の折り込みに要する費用
- パンフレット、ポスター、チラシ、ダイレクトメール、カタログ、クーポン券等印刷物の作成及び配布に要する経費

対象区分		配布先	
		市内	市外
店舗	市内	○	○
	市外	× (市内店舗広告含は○)	×

- ラジオ・テレビ等のCM（市内に本社を有する事業者が実施するものに限る）の作成及び発信に要する費用
- ウェブサイトの作成、更新、修正に要する経費
- ウェブ広告のデザイン料及び掲載費（事業実施期間内にかかる経費で、申請時に予算を設定できるものに限る）
- 看板、のぼり等の作成及び設置に要する経費

※いずれも補助事業期間内に掲載、配布、発信、設置、支払等を完了することを要件とする。

必要書類

【交付申請（請求）兼実績報告時】

- 交付申請（請求）書兼実績報告書（様式第1号）
- 領収書の写し又は支払証拠書類
- 広告の成果物又はそのデータ、写真等
- 対象物件受払簿
- 市税等納付状況調査同意書（様式第2号）
- 事業を営んでいることがわかる申告書の写し等

※天草市産業政策課あて **郵送** にて申請が必要です。

申請者

①交付申請（請求）兼実績報告書（※郵送）

②交付決定又は不交付決定

③補助金交付

★支払いスケジュール★
※書類に不備等がなければ
・月末までに提出→翌月15日支払
・15日までに提出分→当月末日支払
(土日祝の場合は前営業日)

天草市

●申請締切：
令和5年3月31日（金）必着

★交付要綱、Q&Aなどをご確認のうえご申請ください。